

流山市いじめ防止対策推進条例に係るパブリックコメントで提出された意見に対する市の考え方

No	該当箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	修正案
1	第6条 第13条等	<p>過去の体験から、学校及び学校の教職員に加え、学童保育の保育士さんのいじめ防止に関わる役割は大きいと感じております。男女共同参画の時代に長時間の学童保育に支えられて働いている母親も多く、子供たちもストレスの捌け口として弱いものへのいじめに走りがちです。低学年の子供たちには、言葉の学級に通っているお子さんの話し方が、他校児童の集まる時間外ゆえ、うつる病気と誤解されたようで、〇〇菌が移るから〇〇さんには触っちゃダメと言ひ、さらに、〇〇さんと遊んだ子供も〇〇菌が移ったからと仲間外れにされるといったことが起こりました。その子と遊んだ小1のわが子にはこの〇〇菌が移ったとされ、仲間外れで寂しい日々を送ったようですが親に話してくれたので、学童保育の先生方にご相談申し上げたところ、早期に父母会を開いて下さり大事になる前に解決いたしました。数校の児童が関係している学童保育でのいじめは周囲も気づきにくいと思われまふ。指導課の範疇ではないかもしれませんが、いじめの問題は部を跨いで連携していかなくてははいけないような気がしています。学童保育の先生方の研修や連携の機会も確保できますようご検討をよろしくお願ひいたします。また、働く母親も参加できる夜間(午後7時から8時)開催のいじめの早期発見対処講座が5・6月ごろと9月中旬にあつたら悩む親にはありがたいかも知れまふん。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育の先生への研修及び学童と学校との連携の機会を確保してほしい。</li> <li>・保護者対象のいじめ対処講座を実施してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例では、第3条の基本理念をはじめ第6条及び第12条第2項で、多くの関係機関との連携を重視しており、学童クラブ及びそれを所管する子ども家庭部も重要な関係機関と認識しています。できる限り連携する場を設け、学童の指導員に対しても必要に応じて情報を共有できる仕組みをつくっていきます。</li> <li>・条例第12条第4項では、いじめ防止に関する啓発活動の実施について定めています。これに基づき、ご意見を参考にさせていただきますながら、保護者の方に向けて働きかけていく方法を検討していきます。</li> </ul>	無	